

ひとり親家庭のみなさんへ 平成25年度高等技能訓練促進事業のご案内

ひとり親家庭の母及び父が、看護師や介護福祉士などの資格取得のために2年以上養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活の不安を解消し、安定した修学環境を提供するために、「高等技能訓練促進費」を、また、卒業後に「入学支援修一時金」を予算の範囲内で支給します。

※平成25年4月入学生から父子家庭の父も対象となります。

【対象者】うるま市に住所を有する母子及び父子家庭の母または父で、次の要件を満たす方

- ・ 児童扶養手当を受けているか、又は同等の所得水準にある方
- ・ 養成機関において2年以上の教育課程を修学し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・ 就業(又は育児)と修学の両立が困難と認められる方
- ・ 過去に本事業による給付を受けたことがない方

【対象資格】看護師(准看護師)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他市長が認める資格

●平成25年4月1日から修学を開始した場合

【支給対象期間】修学期間の全期間(上限2年)とする

《修学期間が3年の場合は、3年目については母子寡婦福祉貸付金の貸付支援もあります》

支給額表	訓練促進費	一時金
市民税非課税世帯	100,000円/月	50,000円
市民税課税世帯	70,500円/月	25,000円

※平成25年3月31日までに修学を開始している方も該当致しますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【事前相談】訓練促進費の支給を受けようとする場合は、事前相談が必要です。現在修学中の方、または修学を予定している方は、申請前にうるま市役所児童家庭課までご相談ください。

【申請期間】平成25年4月1日(月)～4月12日(金)

【お問い合わせ】福祉部 児童家庭課 母子係 ☎098-973-4983

発達障がい児(者)の育ちを支える講演会

「障がい」よりも「やりがい」へ

子どもの心の声の聞き方・叶え方

教室でずっと泣いている女の子…

いつも支援員に手を引かれる保護的な空間で、泣くことは「特別扱いされたくない!みんなと同じことがしたいよ!」という彼女なりのサインでした。言葉で上手く表現できないだけで、子どもは誰でも心の声を持っています。

その子の将来(就労や地域生活)につながる、子育てと学校生活について話します。



琉球リハビリテーション学院
なかま ちほ
作業療法士 仲間 知穂 氏

おとなの心の声の聞き方・叶え方

障がいを持ちながら、生まれ育った地域で仕事や生活にやりがいを感じ生きていく。そのことを実現していくために大切なことは…

壮年期以降の就労と生活について話します。



日赤那覇市安謝福祉複合施設
うえす せい
作業療法士 上江洲 聖 氏

と き:平成25年3月28日(木)

午後1時30分開場 午後2時開演

ところ:うるま市民芸術劇場 燈ホール

300名(参加費無料)

お問い合わせ:うるま市役所 障がい福祉課 支援係

TEL973-5452 FAX973-5103